小児慢性特定疾病医療費助成制度

こどもの健全な育成を目的として、疾病の治療方法の確立と普及を図るとともに、患者さんとご家族の医療費負担を軽減するための制度です。

● 対象

１８歳未満で、以下の疾患にかかっている方

①悪性新生物（小児がん）　②慢性腎疾患　③慢性呼吸器疾患　④慢性心疾患　⑤内分泌疾患　⑥膠原病
⑦糖尿病　⑧先天性代謝異常　⑨血液疾患　⑩免疫疾患　⑪神経・筋疾患　⑫慢性消化器疾患
⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群　⑭皮膚疾患　⑮骨系統疾患　⑯脈管系疾患　／成長ホルモン治療

● 助成内容

・該当する疾患に関して、医療費（保険診療分・入院時の食事代）の一部が助成されます。
・世帯の区市町村税の課税額に応じて、自己負担限度額が設けられています。

区分		月額自己負担限度額		
		一般	重症	人工呼吸器等装着者
生活保護受給世帯		０円		500 円
住民税非課税世帯	保護者所得 80 万円以下	1,250 円		
	保護者所得 80 万円超	2,500 円		
住民税約 7.1 万円未満の世帯		5,000 円	2,500 円	
住民税約 7.1 万円以上約 25.1 万円未満の世帯		10,000 円	5,000 円	
住民税約 25.1 万円以上の世帯		15,000 円	10,000 円	
入院時の食費		1/2　自己負担		

＊健康保険で小児慢性特定疾病患者は食事代が 330 円（非課税世帯は 270 円）となり、その金額から 1/2 となります

● 申請窓口

各自治体の担当窓口（区市町村役場や保健所等）

掲載

● 手続き方法

① 主治医に、お子さんの病名が小児慢性特定疾病の対象になるか確認し、病名連絡票（対象病名を示すもの）を発行してもらってください。
② 当センター１階文書受付に病名連絡票を提示し、医療意見書の作成を依頼します。
③ 各自治体の申請窓口に確認の上、意見書以外の必要書類（申請書・所得に関する証明書等）を準備します。
④ 意見書が出来上がりましたら、必要書類と一緒に申請窓口に提出します。
⑤ 小児慢性特定疾病医療費助成の給付が決定すると、医療受給者証が交付されます。医療受給者証が交付されたら、外来の方は当センター1 階会計受付、入院の方は入退院受付に提示してください。

注）１８歳以上は成年患者となるため、更新の際には本人名義で申請手続きをする必要があります。

● 医療意見書の料金

療育支援連絡票を添付する場合は保険診療（250 点）、添付を希望されない場合は 3300 円（税込）。
＊療育支援連絡票とは、自宅療養について必要な指導、助言を自治体に依頼するものです。
　文書申し込み時に添付希望の有無を確認いたします。

● 受診する時

保険証の提示をする際に、併せて医療受給者証を提示して下さい。

● ご注意頂きたいこと

＊助成開始は、診断日からとなります。
　ただし、遡り期間は原則として申請日から 1 か月となります（やむを得ない理由があるときは最長 3 カ月まで延長）
　できるだけ早めのお手続きをお勧めします。
＊申請時に、受診する指定医療機関（薬局、訪問看護ステーション含む）を記載する必要があります。
＊助成の対象となるのは、指定医療機関で受診した特定疾病にかかわるものに限ります。
＊毎年の更新手続きが必要です。

● 申請することで受けられる可能性があるもの

＊自治体によっては、指定難病の病名と読み替え可能な場合、手当がうけられる場合があります。
＊日常生活用具給付を受けられる場合があります（自治体によって実施していないところがあります）。
＊自立支援事業の活用が可能です。

当センターにおける継続的で質の高い医療の提供のため、対象となる患者さんとご家族には、本制度の趣旨をご理解いただき、申請にご協力くださいますようお願いいたします。

小児慢性特定疾病情報センター

ちょっと教えて！
小児慢性特定疾患のための医療費助成制度

国立成育医療研究センター　医療連携・患者支援センター
ソーシャルワーカー　TEL03-3416-0181（代表）
（2026.11 改）